

英国法－仲裁通知

English law – Arbitration notice

仲裁通知について、高等法院は様式よりもその内容が重要であることを確認しました。

英国高等法院は、先般、英国の仲裁手続きにおいて、当事者は通知の様式よりも内容に重点を置かなければならないという見解を支持しました¹。

し、関連する仲裁条項で定められた期間内に、仲裁人を選任する要求を盛り込むことが推奨されます。

ある船舶が貨物の積み込み中に舵を失ったことを巡って紛争が持ち上がりました。貨物の利害関係者らは、仲裁の開始を求めて、仲裁人を選任し、船荷証券 10 通分をまとめて 1 通の仲裁通知を提出しました。船主は、通知は船荷証券ごとに 1 通、すなわち合計 10 通必要であり、提出された通知だけでは仲裁開始の効力が生じないと主張しました。その一方で、権利を毀損しないことを条件に、仲裁人の選任も行いました。仲裁人は、自らに管轄権があると判断したもの、船主側は、仲裁裁判所は適切に選任されたものではなく、管轄権を有していないということを理由に、1996 年仲裁法第 67 条に基づいて高等法院に不服を申し立てました。

高等法院の担当判事は、判例（特に 1996 年仲裁法第 14 条に関する判例）を検討した結果、通知によって、該当する紛争が十分に特定されていて、通知者に紛争を仲裁に付託する意思があることが明らかになっている場合には、同条の要件を満たしているといえると結論づけました。

仲裁の開始に必要な通知に関して、商取引の実務に即して柔軟な対応を認めたという点でこの判決は歓迎すべきものです。ただし、そのような紛争自体を避けたい場合には、可能な限り個別具体的に通知することが求められることに留意することが重要であると思われます。したがって、通知には、該当の紛争、船荷証券、用船契約、事故の日時と場所を明記し、相手方に対

¹ Easybiz Investments 対 Sinograin & Chinatex (the Biz) 事件 ([2010] EWHC 2565)